

# 八幡大学論集

第39卷 第1号 (通卷 第100号)

1988年7月

通卷一〇〇号記念

昭和六十三年七月十五日 印刷  
昭和六十三年七月二十日 発行

八幡大学法経学会

八幡大学法経学会規約

第一条 (名称) 本会は八幡大学法経学会と称する

第二条 (事務所) 本会の事務所は八幡大学内に置く

第三条 (目的) 本会は学術の研究および調査を目的とする

第四条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう

一 研究会、講義、講演会、講習会などの開催

第五条 (組織) 本会は左の目的達成に必要と認められる事業

一 正会員 1 本学の教授、助教、講師、助手

二 前号以外の本学の教職員であつて入会を認められたもの

三 学生会員 本学学生

四 賛助会員 本学関係者および本学卒業生であつて本会に入会したものの

第六条 (会費) 会員は左の会費を納出するものとする

一 正会員 年額金七千二百円

二 学生会員 年額金四千円

第七条 (会員の特典) 会員は研究機関誌の配布を受けその他本会の行なう講習会

一 名譽会長 本学学長を推す

二 委員長 本学学部長を推す

三 幹事 正会員中よりその互選によつて決する

四 幹事 正会員中よりその互選によつて決する

第九条 (役員の仕事) 会長は本会の事務を統括する

一 幹事 運管委員は本会の事業の運営を担当する

二 幹事 幹事は本会の会計事務を担当する

第十条 (役員の仕事) 役員は本会の事務を処理する

一 幹事 幹事は本会の事務を処理する

第十二条 (規約の改正) 本規約の改正は正会員の会議を経てこれを行なう

第十三条 (施行期日) 本規約は昭和三十年七月一日から施行する

改正、昭和五十五年四月(六条)、昭和五十二年四月(五条、六条)

昭和五十九年四月(六条一、二、三)、昭和六十一年四月(六条二)

禁 転 載

昭和六十三年七月十五日 印刷  
昭和六十三年七月二十日 発行

【非売品】

発行人 春 田 一 夫

編集人 宮 崎 昭

印刷人 藤 目 義 武

印刷所 北九州市八幡東区西本町二丁目  
太平印刷株式会社

北九州市八幡東区枝光五丁目

九番一号

発行所 八幡大学法経学会

頒布所 八幡大学付属図書館

## 一〇〇号記念の刊行に寄せて

われわれ法経学会の刊行する「八幡大学論集」は、本号をもって、通巻一〇〇号になります。八幡大学の法経学会の前身である社会体制研究所が、その研究機関誌である「社会体制研究所報」を発刊したのは、昭和二四年九月のことでありますから、この一〇〇号に達するためには、実に、三九年の歳月がかかっていることになりました。われわれのこの「八幡大学論集」は、戦後の困難な時期があつたとはいえ、いちども休刊されるということもなく、ここに一〇〇号を刊行することができるということは、そのときどきの関係者の尽力と執筆者の研究にたいする情熱がその支えになっております。われわれ法経学会の会員一同は、「八幡大学論集」のこのような輝ける歴史の重要な一コマとなるべき一〇〇号の刊行を心から祝福し、本号をもって、これを、一〇〇号記念論文集とすることにします。

われわれの「八幡大学論集」が、このようにして一〇〇号へと向って歩んできた道は決して平坦ではありませんでした。簡単に一〇〇号といっても、本号にいたるまでのそのプロセスは、誌名の変遷のひとつをとってみても、諸先学のそのひとつひとつの生の苦しみが手にとるようによくわかります。といいますのは、初期の「社会体制研究所報」(第一巻第一号)から「社研」(第三巻第二号)へと誌名が変えられ、さらにこれを、「社会体制」(巻第五号)にあらためられ、そしてこれを、こんにちの「八幡大学論集」(第六巻第一号)へと誌名が変えられていることに、いしれぬその年輪といっその深みと重さを見ることができるところであります。いずれにしても、一〇〇号への歩みのそれには、法経学会会員一同の真摯な学問的な成果を世に問うという理念が一貫してつらぬか

れているのであります。

本学では、本年度は、開学以来のはじめての人文科学・法律学・経済学・経営学のスタッフの充実をはかり、研究・教育をおして、いっそうの大学の発展をとげんとしております。そつちよくにいつて、こんにちの法経学会は、いままで以上に、質量ともに諸先学のきづいた業績をのりこえうる可能性とそのエネルギーに満ちているといつても過言ではありません。

われわれ法経学会の会員一同は、「八幡大学論集」一〇〇号記念を刊行するに際し、諸先学にきづいていただいたこの論集を、いっそう充実したものになるように努力し、学会の評価にたえうるようなものにしつたいと念ずるものであります。そしてさらに、この一〇〇号記念を契機に、個々の会員一同の思想の果実である学問的な研究業績をおして八幡大学のあらたなアカディズムを構築し、いささかたりとも社会の発展に寄与すべきことを心あらたにするものであります。

昭和六三年七月

法経学会会長 春 田 一 夫

# 目 次

## 論 説

一〇〇号記念の刊行に寄せて…………… 八幡大学法経学会会長 春

現代フロート制と物価——その理論的一考察…………… 古

採取林業における豊度と位置…………… 松

最適課税と生産の効率性…………… 緒

意思決定過程とリスクマネジメント(Ⅱ・完)…………… 黒

明清の宗譜にみえる科举条規(一)  
——官僚制における腐敗の中国的特質…………… 和

『傷寒論』研究序説…………… 石

身分の危機——帝国末期ニュルンベルク社会の一断面…………… 牟

## 研究ノート

Reading に必要な最小限度の英文法の知識について…………… 秋

*The Member of the Wedding*——Frankie Addams の世界…………… 池

## 翻 訳

唐建宇著「現下の国際金融情勢と  
わが国の総合的外資利用、技術導入戦略」〔1〕…………… 山

## 資 料

コマンドプロシジャを用いたメニュー…………… 浅

画面表示用プログラムの作成について…………… 田

八幡大学論集目録(第36巻第1号)第38巻第3・4号)…………… 正

田 一 夫

川 正 紀

嶋 孝 雄

方 宏 隆

野 宏 則

和 正 広

石 田 秀 実

牟 田 和 男

秋 山 安 永

池 田 良

山 下 陸 男

浅 田 正

田 正

正

99

112

129 148

56 31 1

186 203 230 256

# 明清の宗譜にみえる科挙条規（二）

―官僚制における腐敗の中国的特質―

和田正広

## 目次

はじめに

- 一 期待される族内清官像―儒教理念
  - 二 変貌する科挙条規―貪官化の前提
    - 1 科挙投資の無償援助規定
    - 2 義田増殖の勧誘・奨励規定
    - 3 明末清初以降の捐田・捐金の強制規定（以上、前号）
  - 三 捐田・捐金規定出現の社会的意義
    - 1 強制規定の集中的表現―先進経済地帯
    - 2 受験過熱の後進地域への波及
    - 3 捐田・捐金規定と腐敗構造との関連
- おわりに

### 三 捐田・捐金規定出現の社会的意義

#### 1 強制規定の集中的表現―先進経済地帯

多賀秋五郎『中国宗譜の研究』下巻(日本学術振興会、一九八二年、特に結語)には、日・中・米国現存宗譜の類型的・数量的調査・分析の結果として、以下の諸成果が得られている。即ち、十一世紀以来士大夫階層の間で発達した宗譜は、十五世紀より十七世紀には江南等の経済・文化的先進地帯の庶民(農・商)層へも浸透しはじめた。「宗譜は、(一)血縁の関係を明らかにして、族人意識を自覚させるための世系・世表・淵源記・支派記など、(二)宗族の榮譽を知らせて、族人の奮起を促すための誥勅・像贊・登第記・仕官記・墓誌記・文苑など、(三)祭祀の記録をしめして、始祖への帰一を促すための墳塋記・祠堂記・祭文・祭産記・祠規などを内容とし、さらに、(四)宗族の規範を明らかにして、族人生活を統制するための家訓・宗約」(四五六頁)などを収載したが、こうした宗譜の様式は明末に一応の完成をみた。又、宗譜の数量的推移を時代的にみると、明末につづいて清代では、順治・康熙・雍正と次第に多くなり、乾隆・嘉慶・道光と一層多くなったが、咸豊期に太平天国軍の占領地で一時的に衰退をみたものの、同治年間には回復に向い、光緒・宣統期には爛熟時代を迎えた。以後、地主制の温存された辛亥革命期や、軍閥政權、国民政府下でも依然として修譜は行われた。この間の五・四運動や新生活運動による宗族への批判を通じて、宗族内部には動揺も見られたが、基本的には新中国の成立まで存続した。又叙譜堂・祠堂の設立、義田・義荘の設置、族食・族燕の举行、義学・義冢の設営、家訓・規矩などの宗族結合の強化の中心は、宗譜の二、三十年毎の再編纂である修譜であったが、その成立には、宗族単独の場合、修譜を推進すべき人

材（知識人）がいること、宗族に編集や印行の負担に耐えうる財力のあることが要件であった。さらに、修譜の盛行したのは、華中・華南の中でも特に江蘇・浙江・安徽・江西・湖南・湖北や福建・広東等の省であった、とされる。実は、これらの諸地域は、明末より清代に現われた捐田・捐金の強制を規定した科挙条規を収載する宗譜の出現する諸地域とほぼ重なるのである。

清代の捐田・捐金の強制規定は、限定された事例に拠っても、地域的には明代の華中（南直二例、浙江一例）、華南（福建一例・広東一例）の事例から、華中は江蘇二例・安徽一例・浙江五例・江西二例・貴州一例、華南は福建一例、華北は河南一例、山西一例へと拡大した。

既述の第二章第三節、及び後述の第三章第三節に見える捐田・捐金規定の十九事例が出現した年代的推移と地域とを表示した表2をみた場合、年代的には十六世紀三例、十七世紀二例、十八世紀六例、十九世紀八例と時代の下降するほど増加している。

従来、捐田・捐金は不文の義務として宗譜には記載されなかったものが、明末十六世紀初葉以降に族産の増殖Ⅱ宗族繁栄の肯定という形で現われた背景としては、資本主義の萌芽もみられる程の社会経済的発展の画期的段階における、地主支配の階級的イデオロギーの変容という点も考えられる。明末以来のこうした地主制の特質を担った流派としては、所謂の王学を通過した新朱子学派の東林派地主が蓋然性として想定可能ではある。即ち東林派は、「公貨公色」論、つまり「存人欲的天理観」によって、「自私自利的民の主張（都市商工層とも利益を共通する中小地主Ⅱ富民層の私的財産保有の主張）」を行ない、家産形成上の欲求を天理として自己の経営地主の立場を自負・肯定しつつ、半面では「為善・施恩」を通して族内貧民層や佃戸・奴僕層を郷村秩序の下に再編



表2 捐田・捐金条規の出現した時代的推移（19事例）

No.	地域	捐田	年代	宗族	義田・祭田所有額
①	南直隸・江都県 (揚州府城)	銀	正徳12年(1517)	卞氏	
②	南直隸・休寧県 (徽州府管内)	銀両	万暦19年(1591)	呉氏	
③	福建・晉江県 (泉州府城)	石(畝)	万暦23年(1595)	蘇氏	
④	浙江・杭州府	田畝	万暦28年(1600)	聞氏	
⑤	広東・香山県 (広州府管内)	田畝	嘉靖～万暦期 (1522～1620)	何氏	
⑥	安徽・歙県 (徽州府城内)	貲	康熙53年(1714)	黄氏	
⑦	浙江・蕭山県 (紹興府管内)	加捐	乾隆6年(1741)	沈氏	
⑧	浙江・湖州府	銀両	乾隆20年(1755)	沈氏	義田三千両 (千畝?)
⑨	浙江・山陰県 (紹興府城)	銀両	乾隆28年(1763)	王氏	祭田数十畝
⑩	浙江・寧波府	田畝	乾隆37年(1772)	万氏	
⑪	江蘇・丹徒県 (鎮江府城)	銀両	乾隆44年(1779)	趙氏	
⑫	江西・新城県 (建昌府管内)	銀両	嘉慶6年(1801)	陳氏	義田二千余畝 祭田・学田五千余畝
⑬	江西	銀両	道光4年(1814)	黄氏	
⑭	浙江・湖州府	金(銀両)	道光9年(1829)	沈氏	義田三千両 (千畝?)
⑮	貴州・平越直隸州	銀両	咸豊元年(1851)	楊氏	
⑯	山西・洪洞県 (平陽府管内)	捐輸	同治4年(1865)	劉氏	
⑰	江蘇・蘇州府	銀両	光緒2年(1876)	彭氏	義田千四百二十畝
⑱	福建・福州府	銀両	光緒9年(1883)	龔氏	
⑲	河南・安陽県 (彰徳府城)	銀両	光緒16年(1890)	馬氏	義田二百六十畝

成しようとする観点より、エゴイスチックな郷紳的土地所有に対しては相互補完的留保の下に批判を展開し、やがて皇帝に對する中堅地主層の「私」の承認を前程とした「富民分権的専制」論を展開するに至ったのであった。<sup>19)</sup> 右の点については、捐田・捐金規定と東林派思想との関連として別途に検討

の余地はある。だがしかし、表2の捐田・捐金規定を宗譜に明記した宗族には、千畝単位の族産をもつ大宗族が確認されるのである。又、族産収入の使途も、族人の救済はむしろ二の次であり、祭祀・科挙投資への偏重がみられた。家産・田産の保持の目的からとは言え、親族や奴僕・佃戸層に恩恵を施すべき中堅地主層の側より、果して不分の義務を突き破って露骨な捐田・捐金規定が出現したとは考え難い。<sup>(20)</sup>むしろ本規定は、エゴイスチックな経営を前程とする郷紳地主層の側の論理ではなからうか。何れにせよ右の点は、資料不足もあってこれ以上は踏み込めない。

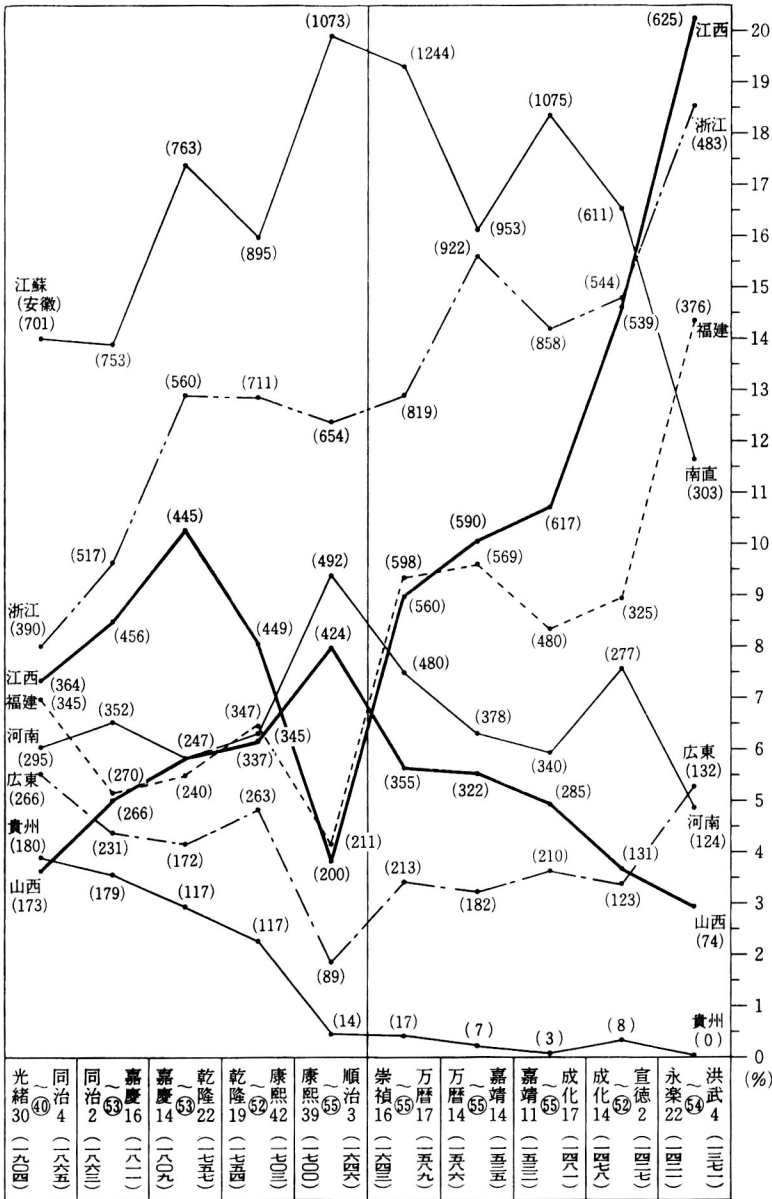
本章では、清代において、明代と比べた場合、捐田・捐金規定が長江デルタの経済・文化的先進地帯のみならず、華中の辺境や華北へと拡大している事実のもつ意味を科挙制との関連より検討してみたい。

## 2 受験過熱の後進地域への波及

『明清歴科進士題名碑録』（台北・華文書局股份有限公司、一九六九年）に拠って、以上に検出した捐田・捐金規定の見える族譜の所属する各省を抽出し、明・清時代を各々約五〇年間隔で各省毎の進士合格者数を出して折れ線グラフ化した表3を眺めよう。

表3によれば、明・清俱に政権が安定するまでの激動の初期五十年間は、科挙合格者にも著しい偏重がみられる。明代の前期（永樂二十二年以前）は、江西（六二五名）<sup>(21)</sup>・浙江（四八三名）・福建（三七六名）の三省が進士を輩出している。南直隸は三〇三名と異常に少ない。清代の前期（康熙三十九年以前）は、江蘇（含安徽、一〇七三名）・浙江（六五四名）・河南（四九二名）・山西（四二四名）が上位を占めている。明代初期に伸びた江西は二百名、福建は二百十一名と激減している。問題は、明・清の政権安定期の前半から、政権の矛盾が深まる

表3 明・清時代の各省別進士合格者数の推移



後半の約百年にかけて、明と清とでは進士合格者の各省の比率が如何なる推移をみせたかである。表2からは、先進地帯の進士合格者の比率が、清代の後半は、明代後半に比べて減退している点が推測される。

右の点につき、『明清歴科進士題名碑録』に拠つて、表4では次の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の四つのケースを検討しよう。

清代の進士合格者総数の、明代のそれに対する増減比率(イ)。明代後半(嘉靖十四年以降)約百年の進士合格者数の、明代前半(嘉靖十一年以前)の約百五十年のそれに対する増減比率(ロ)。清代後半(嘉慶十六年以降)約百年の進士合格者数の、清代前半(嘉慶十四年以前)の約百五十年のそれに対する増減比率(ハ)。(ロ)と(ハ)との増減比率の対比(三)。

(イ)の場合。清代の進士合格者総数の対明代比率は、減少した地域が江西の四・五八%、浙江の三・八五%、福建の三・五八%、四川の二・四五%、江蘇・安徽(南直隸)の〇・八%の順位で続いている。逆に増加した地域は、北直隸(三・八六%)、貴州(二・二五%)、雲南(二・二三%)、山東(一・七九%)、湖北・湖南(湖広、一・六〇%)、陝西(含甘肅、一・五三%)、広西(一・四六%)、山西(〇・八四%)、広東(〇・二三%)、河南(〇・一七%)の順位である。即ち、ここでも先進地帯の進士合格者数の後退現象と、後進地域の伸張とが概略窺見できる。

(ロ)の場合。明代後半に、前半と比べて減少した地域は、五・三八%減の江西、一・四五%減の浙江、〇・六三%減の広東、〇・三七%減の北直隸、〇・三二%減の広西、〇・二八%減の福建、〇・〇七%減の四川の順位である。増加した地域は、山東(三・〇七%増)、山西(一・四四%増)、南直隸(一・三九%増)、河南(〇

明代前半の 進士合格者総数	進士合格者総数			省 直
	清 代	清代の対明代 増減比率(%)	明 代	
490 (4.04%)	1447 (5.61%)	+0.84%	1167 (4.77%)	山 西 省
741 (6.11)	1731 (6.71)	+0.17	1599 (6.54)	河 南 省
1989 (16.41)	4185 (16.32) 〔安徽 <sup>690</sup> (2.71)〕	-0.8	4186 (17.12)	南 直 隸 (清代は江蘇・ 安徽)
1885 (15.56)	2832 (10.99)	-3.85	3626 (14.84)	浙 江 省
1781 (14.70)	1914 (7.42)	-4.58	2931 (12.00)	江 西 省
11 (0.09)	607 (2.39)	+2.25	35 (0.14)	貴 州 省
1181 (9.74)	1413 (5.48)	-3.58	2348 (9.06)	福 建 省
465 (3.83)	1021 (3.99)	+0.23	860 (3.76)	広 東 省
667 (5.50)	2280 (8.84)	+1.79	1725 (7.05)	山 東 省
937 (7.73)	2939 (11.39) 〔盛京 <sup>187</sup> (0.72)〕	+3.86	1846 (7.53)	北 直 隸 (清代は盛京を 含む)
442 (3.64)	1154 (4.77) 256 (0.81)	+1.53	992 (4.05)	陝西省(明代は甘 肅を含む)
	830 (3.24)			甘 肅 省
	649 (2.55)	+1.60		湖 北 省
691 (5.70)	482 (1.86)		1480 (6.05)	湖 南 省
117 (0.96)	574 (2.26)	+1.46	196 (0.80)	湖 広
666 (5.49)	769 (3.00)	-2.45	1335 (5.45)	広 西 省
51 (0.42)	695 (2.73)	+2.23	124 (0.50)	四 川 省
12114 (100%)	25779 (100%)	(+1329) +5.43%	24450 (100%)	雲 南 省
				総 計

表4 各省進士合格者数の時代別明・清対比増減率

清代後半の 進士合格者総数	清代後半〔嘉慶16(1811)以後〕の対前半増減比率(%)	清代前半の 進士合格者総数	明代後半の 進士合格者総数	明代後半〔嘉靖14(1535)以後〕の対前半増減比率(%)
439 (4.19%)	-2.39%	1008 (6.58%)	677 (5.48%)	+1.44%
647 (6.18)	-1.14	1084 (7.07)	858 (6.95)	+0.84
1454 (13.9)	-3.9	2732 (17.8)	2197 (17.80)	+1.39
〔安徽 <sup>571</sup> 〕 (5.45)	〔+4.72〕	〔安徽 <sup>119</sup> 〕 (0.77)		
907 (8.67)	-3.89	1925 (12.56)	1741 (14.11)	-1.45
820 (7.83)	+0.69	1094 (7.14)	1150 (9.32)	-5.38
359 (3.43)	+1.82	248 (1.61)	24 (0.19)	+0.1
615 (5.87)	+0.67	798 (5.20)	1167 (9.46)	-0.28
497 (4.75)	+1.33	524 (3.42)	395 (3.20)	-0.63
829 (7.92)	-1.55	1451 (9.47)	1058 (8.57)	+3.07
965 (9.22)	-2.44	1787 (11.66)	909 (7.36)	-0.37
670 (6.40)	+1.57	740 (4.83)	550 (4.45)	+0.81
〔甘肅 <sup>227</sup> 〕 (2.17)	〔+1.99〕	〔甘肅 <sup>29</sup> 〕 (0.18)		
488 (4.66)	+2.43	342 (2.23)		
425 (4.06)	+2.6	224 (1.46)		
	+1.89	482 (3.14)	789 (6.39)	+0.69
389 (3.71)	+2.51	185 (1.20)	79 (0.64)	-0.32
447 (4.27)	+2.17	322 (2.10)	669 (5.42)	-0.07
404 (3.86)	+1.97	291 (1.89)	73 (0.59)	+0.17
10460 (100%)		15319 (100%)	12336 (100%)	

・八四・％増）、陝西（含甘肅、〇・八一％増）、湖広（〇・六九％増）、雲南（〇・一七％増）、貴州（〇・一％増）の順位である。即ち、ここでも減少した地域の減少率は、先進地域が著しい。増加した地域の増加率も、一％を越えたのは、山東・山西・南直隸のみであり、他の河南・陝西（含甘肅）・湖広・雲南・貴州の増加率は、後述の清代と比べて微増である。

（ハ）の場合。清代後半に、前半と比べて減少した地域は、三・九％減の江蘇（含安徽）、三・八九％減の浙江、二・四四％減の直隸、二・三九％減の山西、一・五五％減の山東、一・一四％減の河南の順位である。増加した地域は、広西（二・五一％増）、四川（二・一七％増）、雲南（一・九七％増）、湖北・湖南（一・八九％増）、貴州（一・八二％増）、陝西（含甘肅、一・五七％増）、広東（一・三三％増）、江西（〇・六九％増）、福建（〇・六七％増）の順位である。即ち、ここで注目されるのは、明代後半の（ロ）の場合と比べて、清代では先進地の江蘇（含安徽）と浙江とが約四％も大幅に減少したのとは対照的に、後進地の広西・四川・雲南・湖北・貴州等が約二乃至二・五％台に躍進増加した点である。

右の点を、（ロ）と（ハ）とを比べた（ニ）の場合についてみよう。清代後半の増加率を、明代後半のそれとの倍率で眺めた場合、四川は三十二倍増、貴州は約十八倍増、雲南は十一・五倍増、広西は約九倍弱増と著増しており、全般的に後進辺境地域の相対的増加率が目立つ。これとは逆に、先進地域の江蘇では、明末の一・三九％増より清末の三・九％減へと三・八倍の減少、浙江では明末の一・四五％減より清末の三・八九％減へと二・七倍の減少である点が注目される。減少した他の地域でも、同様に直隸は六・六倍の減少、山西は二・六倍の減少、河南は二・三倍の減少、山東は一・五倍の減少である。本稿に関係する地域の内、貴州は進士合格者の著増

が、逆に江蘇・浙江・山西・河南はその著減がみられた。この数値は、各省の郷試合格者の定員（清代は、明代より若干増の千二百名程度）<sup>(2)</sup>という制約された枠内での激烈な競争率が、中央礼部の会試でも過熱化していた反映と推定される。

例えば、清代の会試の合格者は初め、南卷（江蘇・浙江・福建・湖広・広東）、北卷（直隸・山東・山西・河南・陝西・四川・広西・雲南・貴州）等の区分に、各省受験者の多少に応じて随時に合格者が振り分けられていた。ところが、康熙五十一年（一七一二）の上諭は、清初に比べて倍増した各省受験者に対して、合格者の振り分けが各省別ではなく、こうした南・北巻別になされた場合、進士合格者が一省に偏る弊害を緩和するために、今後は上京した各省別の受験者の実際数を把握した上で、省の大小と人材の多寡とを酌定して各省毎に合格者の額数を割り出す決定を下した。<sup>(23)</sup>この点は、乾隆五十三年（一七八八）の上諭でも言うように、各省別に合格者を振り分けなかった場合は、勢い文芸レベルの高い（従って経済力の強い）江浙等の大省に合格者の大半が偏る恐れがあり、それは「地に就いて才を取る」<sup>(24)</sup>科挙の趣旨に悖るものであったことから領けるのである。

こうした、郷試・会試における各省毎の競争、特に受験者数の増大に伴う競争の激化は、経済・文化的レベルの低い地方の受験者には、科挙合格を相対的に有利に導いたと考えられる。逆に、経済・文化的レベルの高い先進各省の受験者は、より苛烈な競争に巻き込まれて、合格のための社会的対応にも迫られていたに違いない。即ちその影響は、宗譜の科挙条規にも何らかの変化をもたらしていた可能性が強いのである。

本稿で扱うその他の地域の場合でも、江西は、明末の五・三八%減より清末の〇・六九%増へと一・一倍の増加と殆ど変化はなく、且つ実際の合格者数は減少しているので、受験競争率は依然として厳しかったものと推定



される。福建は、明末の〇・二八%減より清末の〇・六七%増へと三・三倍の増加であり、広東は、明末の〇・六三%減より清末の一・三三%増へと三・一倍の増加ではあるが、広東の微増（但し、明・清の前半と比べて、その後半は何れも微減）を除けば、福建の実際の合格者数は減少しているので、競争率は厳しい状況にあったと考えられる。

以上、明・清の地域別・時代別進士合格者数より、地域別の科挙受験競争の熾烈度を推定するために、本稿で扱う地域の内、明末以降と清末以降とを概略比べた場合、後進地域の相対的伸張を代表する貴州のそれを除けば、特に先進地の南直（江蘇）・浙江・江西を中心に、以下福建・広東、山西・河南等の諸地域では、明末よりも清末にかけて、進士合格者数の相対的減少が見られ、科挙の受験競争は一段と過熱の度合いを深めていたことが推測できる。

こうした進士合格者数の相対的な、先進地帯での後退と、後進地帯での伸張とは、郷試競争率の酷烈度が<sup>26</sup>先進地より後進地へと波及していた現象と推定される。例えば、明代では会試の競争率は、十五世紀中葉より明末の間に十数倍であったが、郷試の競争率は十五世紀前半に十倍程度、同世紀後半の江西では二十倍、十六世紀後半の浙江では六十三倍、湖広では三十一倍にそれぞれ上昇していた。国家は万曆三年（一五七五）にそれを全国一率に三十倍と規定したが、南直隸では数十倍に上った。又、清代のそれは百倍に及んでいた。<sup>27</sup>

科挙試の過熱化は、必然的に義塾や童試・郷試・会試等の教育費や受験費用の充実に宗族に課したにちがいない。例えば、蘇州の大地主王世貞には、十六世紀半ば、会試受験のための上京旅費は銀三百兩を要したが、中には百兩も工面しかねる者もいたこと、同世紀後半には、その額は銀六百兩より七百兩にハネ上った、との証言が